

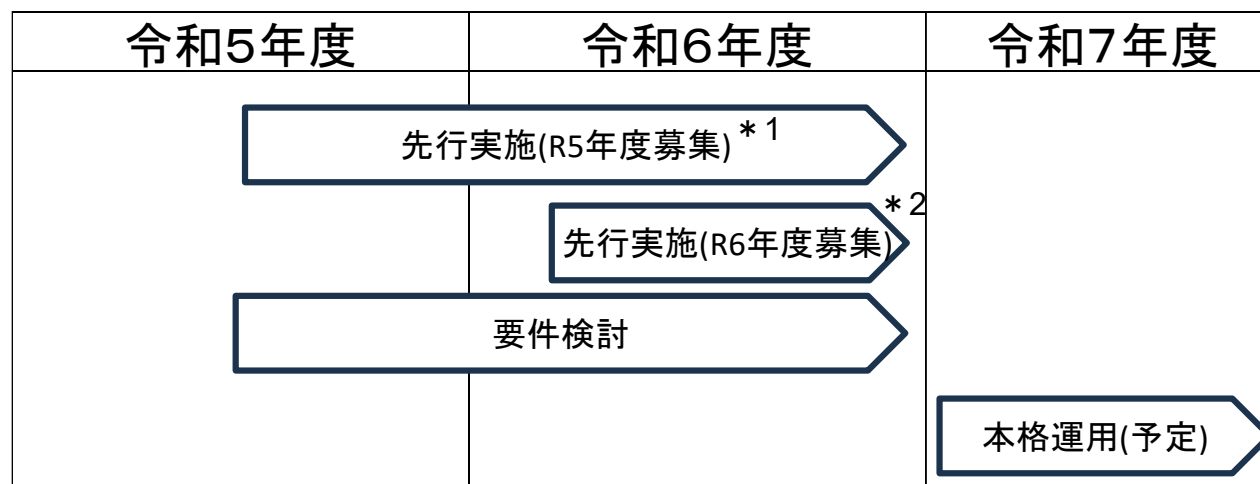
事業者間遠隔点呼の実施状況・要件案について

令和6年度 第2回「運行管理高度化ワーキンググループ」

事業者間遠隔点呼に対する方針について

- 昨今の運送事業者の人手不足に迅速に対応するため、具体的なニーズや現状の遠隔点呼機器等の普及も踏まえ、従前と同等の輸送の安全を確保しながら、事業者を跨いだ遠隔点呼が早期に実施可能となるよう、「**事業者間遠隔点呼の先行実施要領**」を発出し、実証の位置づけで希望する事業者を募ることとする。
- 採択により実施可となった事業者は、道路運送法第35条もしくは貨物自動車運送事業法第29条に基づく**管理の受委託**の申請を行い、許可を得たうえで遠隔点呼を実施できるものとする。

検討スケジュール

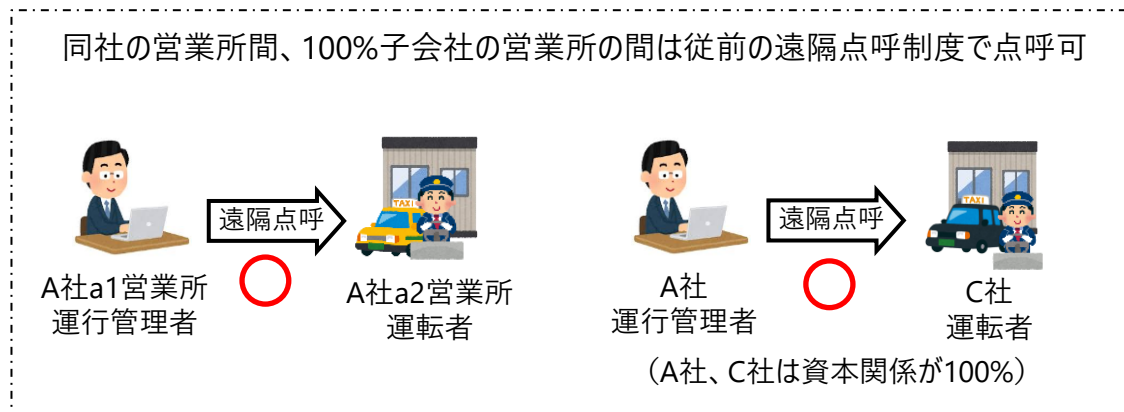
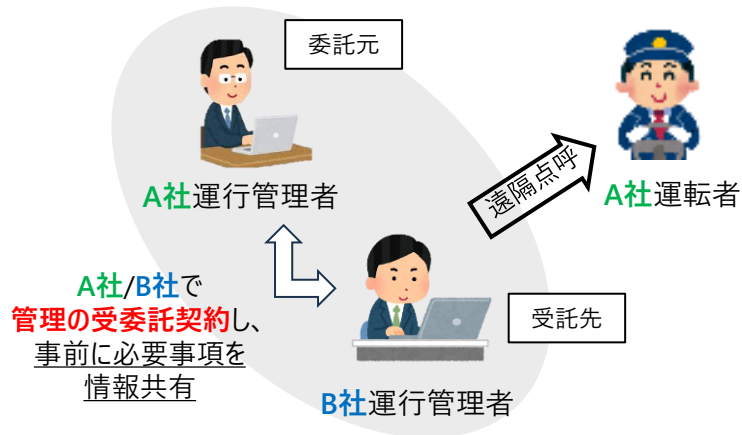


*1 R5年度 先行実施は新規受付は終了済

*2 R6年度 先行実施参画事業者を現在募集中 (募集は令和6年12月28日まで)

【事業者間遠隔点呼イメージ】

(A社、B社は資本関係が100%未満もしくは資本関係なし)



想定される事業者間遠隔点呼の流れ (R6年度 先行実施要領 時点)

運転者の状況・申告	受託先運行管理者の対応	委託元運行管理者の対応
異常なし	乗務可判断	なし (点呼の実施状況について適宜確認)
アルコール検知有 車両異常有	乗務不可判断 →委託元運行管理者に連絡	・運転者との連絡 ・交替運転者の手配 等
健康状態等の異常有 等	点呼を中断し、委託元運行管理者に乗務可否判断を仰ぐ	・運転者との連絡 ・乗務可否判断 →委託元運行管理者に乗務可否の判断連絡

※管理の受委託の契約次第で異なる場合もある

- 令和6年11月末時点で、事業者間遠隔点呼は13668回実施されている。
- 事業者間遠隔点呼について、現在のところ大きなトラブルは報告されていない。
- 特に業務前の点呼で事業者間遠隔点呼が多く活用されている。

令和5年度の実施状況および令和6年度の先行実施の申込及び実施状況

申込時期		資本関係あり				資本関係なし			
		貨物	乗合	貸切	乗用	貨物	乗合	貸切	乗用
令和5年度	申込組数	5組	—	—	—	1組	—	2組	4組
	点呼回数 ^{*2}	業務前： 2397回 業務後： 817回	—	—	—	業務前： 1982回 業務後： 104回	—	業務前： 1322回 業務後： 699回	業務前： 2452回 業務後： 19回
令和6年度	申込組数 ^{*1}	1組	—	—	—	5組	3組	—	6組
	点呼回数 ^{*2}	実施準備中	—	—	—	実施準備中	業務前： 26回 業務後： 27回 (2組は実施準備中)	—	業務前： 1892回 業務後： 1931回

*1：12月10日時点での承諾済み件数。11月末時点で開始していない者を含む。

*2：11月末までの実施回数として、12月23日までに事務局に報告があった回数

事業者間の関係として、

- 代表者が親族であり、相互に役員を務めている
- 元々同じグループの傘下であった
- 会社同士の関係はないが、配車を共通化している
- ドライバー出向等で業務提携している
- 経営者同士のつながりがある

等が挙げられる

ご意見

- 事業者間遠隔点呼は、「受委託点呼」と「遠隔点呼」が掛け合わされた点呼であるといえる。現在、貨物運送事業者間で実施が可能な受委託点呼（共同点呼）は、基本的に対面での実施のみを認めており、**実施場所と委託営業所の車庫の距離は5km、実施時間は連続16時間/日以内と制限**がある。事業者間遠隔点呼を使うことでこのような制度は、不要になるのではないか。

対応方針



- 現行の同一事業者の営業所間や、完全子会社間での遠隔点呼でも制限をしていないことから、事業者間遠隔点呼では、実施事業者間の距離や実施時間の制限は設けないこととする。

ご意見

- 受委託の契約は書面で締結されるため、より多くの事業者の活用を促すためには、**契約の雛形等を整備**することが有効である。

対応方針



- 制度化の際には契約書のモデルを整備し、公表することとする。

- 他事業者ゆえの緊張感により点呼の質が向上した、現状の人員で対応ができるようになった等の声が確認され、安全性や労働生産性の向上がする効果も見られた。

効果の種類

具体的な内容

安全管理体制の強化

- これまで手動で記録・保存していたものが自動化されたため、記入漏れ等がなくなり**確実性が向上**した
- 記録をクラウド保存することで記録の参照が容易になった
- 機器の導入により、**点呼の質が一定以上確保**されるようになった
- 事業者間で実施することにより、**運転者がより質の良い点呼を受ける**ことができる
- 違う組織であることに起因する点呼のやりにくさはない。資本関係がないため事業者同士の“上下関係”もなく、**良い緊張感も生じており、率直に伝えることができる**。また、対価が発生しているため、良いパフォーマンスが求められる

運行管理者の負担の軽減 担い手不足への対応

- 夜勤等の影響で新規採用に苦戦しており頭を悩ませていたものの、事業者間遠隔点呼の実施により、**現状の人員で対応できるようになった**
- 繁忙期における運行管理者の長時間労働が軽減された。また、**通院時間の確保、休日出勤日の削減、夜間早朝の点呼対応件数の削減、夕方のピーク時間等における点呼以外の業務（配車、労務管理、指導教材の作成等）への従事時間の確保**、等の労働環境の改善・業務効率化が図られた
- 業務時間が変わらなくとも、点呼による業務の中断がなくなったため、**業務中の集中力が高まり**、ミスが少なくなった

- 事業者間遠隔点呼を受けた運転者に対して、当該運転者が所属する営業所の運行管理者が対応した事例として、アルコール検知器の異常値に対する対応や交通事故対応が確認された。

事例

概要

アルコール検知器の異常値に対する対応

- アルコールを含んだウェットティッシュや入れ歯安定剤に反応した等のケースがあり運転者が所属する営業所の運行管理者が対応した（2件）
- お酒の臭いや様子がおかしいことは画面越しより対面の方が分かりやすいため、アルコール検知器が異常値を示した場合は、再度アルコール検知器を使用するのではなく、運転者が属する営業所の運行管理者が対応することを取り決めている事業者もあった

交通事故対応

- 運行中(日中)に玉突き事故に遭遇
- 事故直後に運転者が属する営業所に電話があり、当該営業所の運行管理者が現場に向かい事故の対応を実施し、運転者と共に病院に向かう等、事業者間遠隔点呼を受けても適切な対応が取れた

- 多くの要件は現行の遠隔点呼の要件を流用可能であるが、事業者間ということを鑑み、以下の項目について検討を行ってきた。

業務の流れ

検討・検証項目

検討・検証する内容

業務の流れ	検討・検証項目	検討・検証する内容
点呼前の準備 点呼を行う運行管理者の手配 乗務不可時の交替運転者の用意 機器・システム・施設の準備	機器・システムの故障時の対応	機器・システムの故障時や施設の破損時における対応方法 ※異なる事業者では連絡がスムーズにできない可能性があるため
業務前点呼 本人確認 携行品の確認 酒気帯びの確認 健康状態の確認 日常点検結果の確認 運転特性の注意 安全確保のための必要な指示 乗務可否の判断 点呼結果の記録・伝達	アルコール検知器使用時における不正の防止 車両の整備管理の維持	運転者以外による呼気の吹き込みなどのなりすまし等の不正の防止 ※異なる事業者では「人違い」を見抜けない可能性があるため 車両の整備管理を、整備管理者と連携して維持する方法 ※運行に携わる運行管理者と整備管理者の所属事業者が異なるため
運行中 運行中	運行管理者の遠隔地の運行経路に関する知識不足への対応 点呼に必要な情報の共有・確認	運行管理者の運行経路に関する知識不足による、伝達内容の形骸化の防止 ※運行する経路が全く異なる可能性があるため 運行管理者が適切な判断を行うために、運転者の所属事業者と運行管理者の所属事業者間で共有すべき情報 ※異なる事業者では情報共有に「壁」がある可能性があるため
業務後点呼 本人確認 酒気帯びの確認 道路状況報告 携行品の回収 苦情等確認 異常の有無の確認 勤務の確認 点呼結果の記録・伝達	乗務不可の場合の運行停止措置	乗務不可の最終決定を判断すべき運行管理者（運転者の所属営業所の運行管理者or点呼を執行した運行管理者） ※異なる事業者では、責任関係がより厳密に求められ得るため
点呼結果の記録の管理 点呼結果の記録の管理	運行中の動態管理・事故対応	運行中の動態管理や事故対応に関して、責任をもつべき事業者 ※異なる事業者では、責任関係がより厳密に求められ得るため

第1回WGの
結果
(資料再掲)

故障時の対応

機器・システムの故障時や施設の破損時における対応方法

ヒアリング 内容

対面点呼に切り替える際、どのような流れで実施したか。(実施することを想定しているか)

- 受託側(運行管理者)と委託側(運転者、運行管理者)の連絡体制をあらかじめ整備した。
- 深夜の突発事態にも対応できるよう、予め委託側の運行管理者の当番を決めたうえで、電話に対応できる体制を整備した。



対応策の 方向性

あらかじめ、**受託側と委託側との連絡体制を整備**することが考えられる

従来の遠隔点呼制度の告示上の要件

【点呼告示第7条第7号】

- 遠隔点呼機器の故障等により遠隔点呼を行うことが困難になった場合にあっては、遠隔点呼を受ける運転者等の属する営業所の運行管理者等による対面点呼その他の当該営業所で実施が認められている点呼を行うことができる体制を整えること。



赤字追加

事業者間遠隔点呼制度における要件(素案)

- 遠隔点呼機器の故障等により遠隔点呼を行うことが困難になった場合にあっては、遠隔点呼を受ける運転者等の属する営業所の運行管理者等による対面点呼その他の当該営業所で実施が認められている点呼を行うことができる体制を整えること。
- **事業者間遠隔点呼を行う場合にあっては、あらかじめ、遠隔点呼を実施する運行管理者等と遠隔点呼を受ける運転者等の属する営業所の運行管理者等との間で連絡先を共有し、常時連絡できる体制を整えること。**

第1回WGの
結果
(資料再掲)

なりすましや不正の 防止

運転者以外による呼気の吹き込みなどのなりすまし等の不正の防止

ヒアリング 内容

監視カメラ以外に、なりすましの措置は講じたか。事前の面談の際に確認している事項は何か。

- 現行の遠隔点呼制度で求められているもの（健康状態関係の確認等）以上の内容について面談しているケースは確認されなかった。
- 現行の機器要件で十分に対応できると考えられる。



対応策の 方向性

現行制度と同様の要件にて対応可能であるため、追加措置は不要であると考えられる

従来の遠隔点呼制度の告示上の要件（一部編集）

【点呼告示第6条第1号～第2号】

- 遠隔点呼を行う運行管理者等が、運転者等の顔の表情や全身等について、映像と音声の送受信により通話ができる方法によって、随時明瞭に確認できる環境照度が確保されていること。
- なりすまし、アルコール検知器の不正使用等を防止するため、ビデオカメラその他の撮影機器により、運行管理者等が遠隔点呼を受ける運転者等の全身を遠隔点呼の実施中に随時明瞭に確認することができること。



変更なし

事業者間遠隔点呼制度における要件（素案）

- 遠隔点呼を行う運行管理者等が、運転者等の顔の表情や全身等について、映像と音声の送受信により通話ができる方法によって、随時明瞭に確認できる環境照度が確保されていること。
- なりすまし、アルコール検知器の不正使用等を防止するため、ビデオカメラその他の撮影機器により、運行管理者等が遠隔点呼を受ける運転者等の全身を遠隔点呼の実施中に随時明瞭に確認することができること。

※事業者間遠隔点呼についても同様に実施を求める

第1回WGの
結果
(資料再掲)

運行経路に関する 知識不足への対応

運行管理者の運行経路に関する知識不足による、伝達内容の形骸化の防止

ヒアリング 内容

運転者に伝達する情報は、委託先と受託先のどちらで入手しているか。また、委託側の運行管理者と受託側の運行管理者を比較して、伝達事項の情報粒度に差はあるか。
受託側の運行管理者は、知識不足を補うために、どのような対策を行っているか。

- 委託側で入手した情報を、事前に電話やメール等で共有している。
- 細かい指示については、委託側が直接指示を行っている。
- 委託側で気づきの点があった際の受託側への伝達、チャットツールを用いた最新の情報の共有、運行管理者同士の定期的な意見交換など、委託側と受託側の間での情報共有を密に行っている。



対応策の 方向性

委託側と受託側で**リアルタイムの情報共有を行う環境**や、**定期的に意見交換や情報共有を行う場を整える**ことが考えられる

従来の遠隔点呼制度の告示上の要件

【点呼告示第7条第1号】

- 遠隔点呼を行う運行管理者等は、地理情報及び道路交通情報等、事業用自動車の運行の業務を遂行するために必要な情報を有すること。



赤字追加

事業者間遠隔点呼制度における要件 (素案)

- 遠隔点呼を行う運行管理者等は、地理情報及び道路交通情報等、事業用自動車の運行の業務を遂行するために必要な情報を有すること。
- **事業者間遠隔点呼を行う場合にあっては、あらかじめ、遠隔点呼を実施する運行管理者等と遠隔点呼を受ける運転者等の属する営業所の運行管理者等との間で連絡先を共有し、常時連絡できる体制を整えること。(再掲)**

〔 管理の受委託契約書のモデルにもリアルタイムの情報共有の環境整備、情報共有を定期的実施する旨の具体項目を盛り込む 〕

第1回WGの
結果
(資料再掲)

点呼に必要な情報の共有・確認

運行管理者が適切な判断を行うために、運転者の所属事業者と運行管理者の所属事業者間で共有すべき情報

ヒアリング 内容

委託側と受託側の間で、絶対に共有すべき情報や、共有するべきでない情報はあるか。

1. 日常の健康状態、2. 労務時間、3. 適性診断の結果、4. 指導監督の記録、5. 過去の事故歴、6. 運行に要する携行品、7. 運転者台帳の内容、8. 過去の点呼記録、9. 車両の整備状況

- 運転者の個人情報に関する情報を除くと、共有するべきでない情報はない。

- **日常の健康状態**：全ての者が『絶対に共有すべき』
- **労務時間、運行に要する携行品、車両の整備状況**：過半数が『絶対に共有すべき』
- **適性診断の結果、指導監督の記録**：全ての者が『必要に応じて共有すべき』
- **過去の事故歴、運転者台帳の内容、過去の点呼記録**：過半数が『必要に応じて共有すべき』



対応策の 方向性

共有するべきでない情報はないのご意見をいただいているが、事業者間での実施という特性上、どこまでの情報の共有を要件として求めるべきかについて、今後議論していく必要がある。なお、個人情報の取扱いに関しては、事前に各事業者の間で協議をすることが必要であると考えられる。

従来の遠隔点呼制度の告示上の要件

【点呼告示第7条第8号】

- 完全子会社等との間で遠隔点呼を行う場合は、必要に応じ、事業者及び完全子会社等の間において、遠隔点呼の実施に必要な事項に係る契約を締結すること。



変更なし

事業者間遠隔点呼制度における要件（素案）

- 完全子会社等との間で遠隔点呼を行う場合は、必要に応じ、事業者及び完全子会社等の間において、遠隔点呼の実施に必要な事項に係る契約を締結すること。

※事業者間遠隔点呼についても同様に実施を求める

- 事業者間遠隔点呼における体温・血圧の測定については、委託者と受託者で共有した方がよいという意見があったが、対面点呼と同様、画面越しに顔の表情を確認できることから必ずしも必須とはせず、健康状態把握・確認の目安として活用することを推奨とする。
- 長期間、事業者間遠隔点呼のみを受ける運転者とは、健康状態把握の観点等から所属元運行管理者との定期的な会話の機会を設けることを求めることとする。

令和6年度の先行実施で追加した事項

ヒアリング結果

対応の方向性

体温・血圧を点呼時に測定し、その結果を踏まえて運行の可否の判断を実施すること

- 運転者の健康起因事故を防ぎ、安全輸送を行う観点から、運転者の健康状態を把握する目安の1つとして体温や血圧のデータを委託側と受託側で共有した方がよい

健康状態の把握の目安として、**体温と血圧の測定を推奨しても良い**のではないかと

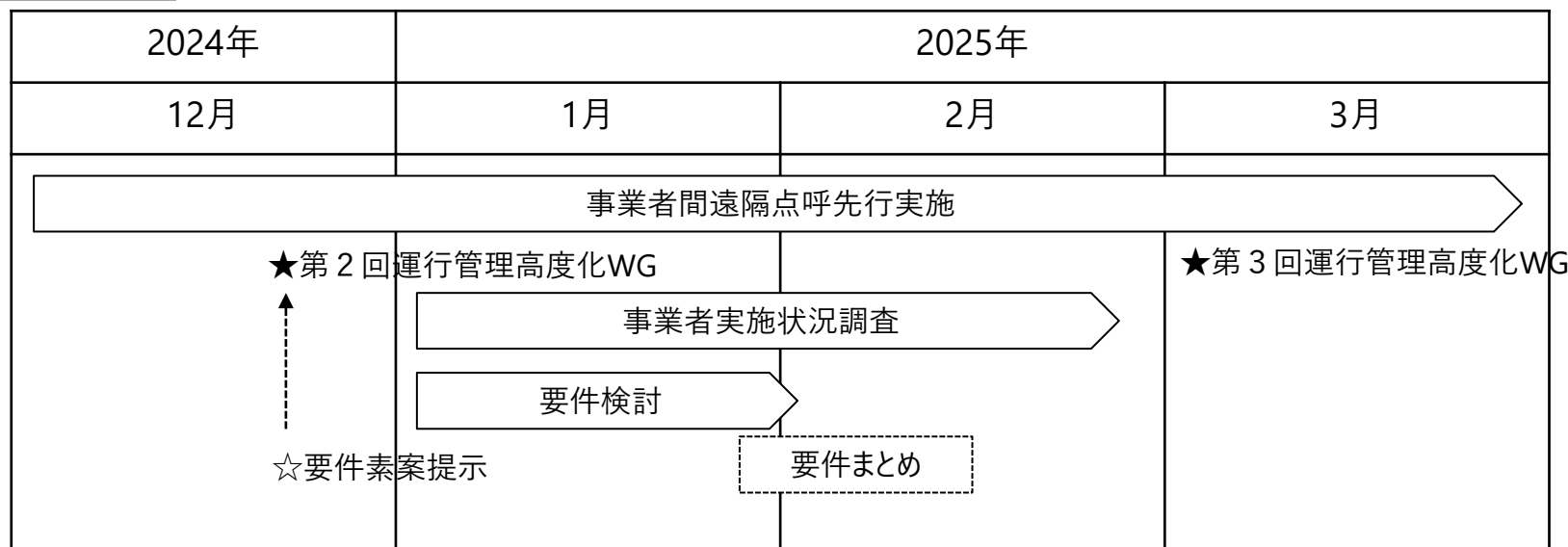
おおむね1ヶ月以上、事業者間遠隔点呼のみを受け、所属元営業所の運行管理者と対面しない運転者に対し、1ヶ月に1回は対面等で直接会話すること

- 点呼時以外に、運転者と所属元の運行管理者がコミュニケーションをとる機会がある
- 薬を常用している運転者に対しては、日々の健康状態の把握を実施しており、健康診断の結果もふまえたヒアリング等を予定している

事業者間遠隔点呼のみを実施していても運転者と所属元の運行管理者が会話する機会があるとのことだったが、**会話する機会がない事業者については求めても良い**のではないかと

- 先行実施中の事業者について実施状況を引き続き確認し、制度化に向けて現段階の要件が適切か確認、検証を進める。
- 令和7年度春からの制度化に向けて、点呼の确实性を担保するために必要な要件及び運用上の遵守事項についてとりまとめを進める。

スケジュール案



論点 事業者間遠隔点呼の制度化に向けた要件について

先行実施の実施状況を踏まえ、要件化に向けてさらに確認すべきことはあるか。

課題に対する要件の素案は適切か。
今後の進め方は適切か。

基本事項

- ① 本事業の趣旨を理解していること
- ② 事業者間遠隔点呼の実施は、**同じ種別の事業者間**で行うものとする
- ③ 本事業の実施に関わる運行管理者、補助者及び運転者等への教育・訓練等を行うための体制を確保していること
- ④ 本事業に係る情報は、やむを得ない場合を除いて原則公表されることについて了承していること（なお、個人の健康状態に係る情報などの個人情報については、個人を特定できないような形にして取り扱うものとする）
- ⑤ **事業者間遠隔点呼を実施する事業者間において、運行管理者、補助者及び運転者等の個人情報の取扱いに関して双方で合意を得たうえで、関係者以外が閲覧できないなどの策を講じること**
- ⑥ 点呼を委託する事業者にあっては、予め運転者の所属営業所の運行管理者が、運行の可否に係る指示の確認を受託事業者から受ける体温、血圧の値、およびその他必要事項（常備薬の服用等）を運転者毎に設定すること

* **赤字**は事業者間の実施に係る事項

* 下線引いてある部分はR5年度先行実施要領より追加

基本事項

- ⑦ 事業者間遠隔点呼において、業務前点呼を実施するにあたっては、運転者は体温、血圧の測定を行い、報告することとし、以下の事象が確認された場合、事業者間遠隔点呼を実施する事業者は点呼を中断または中止し、運転者の所属元営業所の運行管理者に連絡し、運行の可否に係る指示を仰ぐこと
- 運転者の呼気中にアルコールが検知された場合
 - 運転者の体温、血圧が運転者の所属営業所の運行管理者が設定した値を超えていた場合
 - 運転者の疾病・疲労・睡眠不足に関する自己申告の結果、安全な運行をすることができない恐れがある場合
- ⑧ 長期間（おおむね1ヶ月間以上）事業者間遠隔点呼のみを受け、運転者の所属元営業所の運行管理者と対面しない運転者に対しては、1ヶ月に1回は対面等で当該運転者と直接会話することにより、健康状態を把握するとともに、指導監督を適切に行うことにより、当該運転者の安全運転の遵守等に努めること

* 赤字は事業者間の実施に係る事項

* 下線引いてある部分はR5年度先行実施要領より追加